

【令和6年度 第3回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1. 日時 令和6年8月5日(火) 14:00~15:30
2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室A・B
3. 出席者
公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、木南委員、二岸委員、磯部委員
労働者代表委員 遠藤委員、片山委員、田辺委員、櫻井委員
使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員、山田委員、田中委員
事務局 千葉労働局長、足立労働基準部長、金丸賃金室長、
広瀬賃金室長補佐、佐藤賃金指導官

4. 議事次第

- (1) 新潟県最低賃金専門部会報告
- (2) 新潟県最低賃金の改正について(答申)
- (3) 新潟県特定最低賃金の改正の必要性の有無について(諮問)
- (4) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数について御報告させていただきます。本日は、労働者代表委員の梅野委員が所用のため欠席との御報告を頂いております。御出席いただいておりますのは、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、合計14名の方となります。これは、委員定数の3分の2以上の出席が認められ、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていますことから、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募しましたところ、定数10名を上回る応募があり、抽選の結果、本日10名の方が傍聴されております。また、取材として報道関係者が多数傍聴しております。約10名前後の記者の方が取材されておりますことを御報告いたします。

以後の議事進行は長谷川会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[長谷川会長]

どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

議題の(1)新潟県最低賃金専門部会報告について、同専門部会の審議結果を佐々木部会

長代理から報告していただきたいと思います。事務局は専門部会報告書の配付をお願いいたします。

[佐々木部会長代理]

それでは、私から、新潟県最低賃金専門部会の審議結果について御報告いたします。

当専門部会では、令和6年7月3日付けで附託されました新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねてまいりました。その結果、お手元に配付しております専門部会報告書の別紙1のとおり、新潟県最低賃金を54円引上げ、1時間985円とする結論に達しましたことを御報告申し上げます。

その上で、当専門部会といたしましては、別紙2のとおり、審議する中で、特に使用者側委員から御主張がありました「中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等に係る支援策などについて、政府等に対し要望する」旨を、附帯決議として報告書の中で申し添えさせていただきます。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の新潟県最低賃金、時間額890円は、令和4年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところでございます。

当専門部会からの報告は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。事務局から説明はございますか。

[事務局] 賃金室長

私から、専門部会報告書に添付されている同専門部会公益委員見解について御説明させていただきます。公益委員見解を御覧下さい。

最初に、労働者側の主張になります。最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たす水準が求められている、という御主張がありました。

続いて、地域間における額差の縮小について、全国加重平均との額差を縮小していくことが重要である、という御主張がありました。

続きまして、労働者の生計費について、全国的には実質賃金が26か月連続してマイナスになっているが、新潟県も同様な傾向であり、依然として物価上昇の影響が強くあるという

こと、そのためには、生活に大きく影響する最低賃金について十分に検討していただきたい、という御主張がありました。

また、労働者の賃金についてですが、今回の2024春闘の結果を述べられ、このような歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていく、組合のないところにも広がっていくようなことをやっていくことが重要である、という御主張がありました。

通常の事業の賃金支払能力の関係でございますが、これについてはいろいろなデータを提出され、「増収増益」が「減収減益」を上回る見通しであることから、支払能力は問題ないという御主張がありました。

簡単に申し上げましたが、今のような御主張があり、最初に、72円引き上げて1,003円にすることが望ましいという提示があったところですが、その後、折衝を重ねた結果、2024春闘の新潟県版の300人未満の加重平均9,581円を年間の月平均労働時間で割った57円の引上げを御主張されたところでございます。

続きまして使用者側の主張となります。

基本的な考え方につきましては、「成長と分配の好循環」や「構造的な賃上げ」を実現していくことは、非常に大事なことだと認識されているとの説明があったところです。

次に、三要素についての具体的な考え方ということで、新潟県における各種データ等を述べられまして、新潟県の実勢を主張されておられます。

賃金の支払能力につきましては、大企業ではいいところもあるものの、中小企業においては、依然として厳しい状況であるということをご述べられ、倒産件数も増加していることや、価格転嫁につきましてもまだまだそれができていない、難しい問題とされている会社がいまだに多くある、ということをご主張されました。

このような企業のごことも考慮して、賃金というものは、従業員と経営者が一体となって作り出していくものであるというものの、そこまで及ばない企業もあり、最初の提示としましては、新潟県毎月勤労統計調査の5人から29人の調査結果等を考慮し、25円引上げが妥当である、との御主張でした。

その後、折衝を重ねた結果、同調査結果の5人から29人のパートの所定内給与の時給換算額を計算して、その前年同月比が4パーセントであることから、37円引上げを御主張されたところでございます。

以上、労使双方から御主張をいただいた上で、公益委員においても提示金額の歩み寄りなどの調整を図ったものの、労使双方の意見の隔たりの解消や金額の一致性が見えなかったことから、公益委員見解として判断していただいたところであり、その内容につきましては、

同見解の項番4として記載したところです。

公益委員見解の中では、法に定める三要素も考慮した審議を慎重に重ねた結果、やはり最低賃金というのは、所得の低い方々のところで、そこにおける生活では物価などの影響も大きく、特に生活費に関する新潟市における詳細なデータを調べた結果から検討していただいた上で、現行の最低賃金を54円引上げ、改定額を985円とする結論に至ったところでございます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今、新潟県最低賃金専門部会の佐々木部会長代理より同専門部会に関する御報告、事務局からは公益委員見解の概要に関する御説明をいただきました。

同専門部会では、残念ながら全会一致には至りませんでしたので、専門部会報告の内容のとおり、新潟県最低賃金を改正することにつきましては、当審議会でも改めて議決したいと思います。

ただ今の御報告、御説明について、質問はございますでしょうか。

[木南委員]

専門部会報告にある効力発生の日の確認をしておきたいと思います。別紙1に効力発生の日が令和6年10月1日となっておりますが、これは、いわゆる指定日発効ということで、順調に進んだら10月1日という、異議審なども含めてですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

[事務局]賃金室長

そのとおりでございます。

[木南委員]

不測の事態なり、例えば官報公示が遅れたりした場合は、法定の範囲で若干繰り下がるけれども、今後、そのようなこともあり得なくはない、ということですね。

[事務局]賃金室長

はい。

[木南委員]

ありがとうございます。公示の日から 30 日を経過しないと発効しないということですから、順調に進めば 10 月 1 日ということで指定日発効というのが今回の報告内容ということですね。

[事務局] 賃金室長

そのとおりでございます。

[木南委員]

ありがとうございました。

[長谷川会長]

そのほかには何かございませんか。

ないようですので、議題（ 2 ）新潟県最低賃金の改正について、に進みます。

新潟県最低賃金専門部会からの報告を踏まえた答申文案について、事務局から配付をお願いいたします。

それでは答申文案の読み上げをお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

私から読み上げさせていただきます。

令和 6 年 8 月 5 日

新潟労働局長 千葉茂雄 殿

新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子

新潟県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 6 年 7 月 3 日付け新労発基 0703 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙 2 のとおり政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙 3 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和 4 年 10 月 1 日発効の新潟県最低賃金(時間額 890 円)は令和 4 年度の新潟県の生活

保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 新潟県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 985円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆動手当、通動手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和6年10月1日。

別紙 2

政府等への要望

新潟県においては、中小・小規模事業者が99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている。

このため、サプライチェーンの労務費を含む価格転嫁が進展していないことや、倒産件数が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

また、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる実効性のある取組を継続的に実施するよう政府及び関係各機関に対し強く要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、物価高騰への対策を継続し、働く人が賃上げの成果を十分に享受できるよう取り組むことを要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

別紙 3

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 890 円
- (3) 発効日 令和 4 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和 4 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 4 年度)

生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の新潟県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額 (98,099 円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上となります。

[長谷川会長]

それでは答申案について採決を行います。

今年度の新潟県最低賃金の改定額につきまして、現行の最低賃金を 54 円引上げ、985 円とすること並びに政府への要望に関する附帯決議を含めた答申案について採決を行います。

採決は、少し複雑になるのですが 3 回に分けて行います。

1 回目は、改定額を 985 円とする内容の別紙 1 の部分と、生活保護との比較が記載された別紙 3 を一緒に、別紙 1 と別紙 3 について皆様の賛否の意向を伺います。

2 回目は、政府への要望に係る附帯決議、別紙 2 に記載してあります。この別紙 2 について皆様の賛否の意向を伺います。

3 回目は、この答申案全体について、皆様の賛否を伺う形で行わせていただきます。

採決につきましては、この方法でよろしいでしょうか。複雑になりますけれども、御了承下さい。

それでは、1 回目の採決を行います。別紙 1 と別紙 3 について賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

8名でございます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。次に反対の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

5名でございます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。賛成8名、反対5名でしたので、改定額985円を内容とする別紙1と生活保護との比較の別紙3につきましては、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成があったと認められました。

次に、2回目の採決を行います。政府への要望に係る附帯決議の別紙2に賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

13名でございます。

[長谷川会長]

全員ですね。ありがとうございます。

賛成13名、反対0名でしたので、全会一致となります。政府への要望に関する附帯決議の別紙2については、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成があったと認められます。

続いて、3回目の採決を行います。この答申案全体につきまして採決を行います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

8名でございます。

[長谷川会長]

反対の方、挙手をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

5名でございます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。賛成 8 名、反対 5 名でしたので、答申案全体については、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成があったと認められます。

よって、新潟県最低賃金専門部会報告のとおり決定いたします。

それでは、答申文案の案をとり、答申いたします。事務局は答申文を配付してください。

[事務局] 賃金室長補佐

今ほどお配りしましたとおり、答申文が確定しましたので、ただ今から、会長より局長へ受渡しを行っていただきます。

所定の位置に目張りをしておりますので、会長、局長はそこまでお進み願います。

受渡しの撮影は行っていただいて構いませんので、報道関係者の方は撮影しやすいところへの移動をお願いします。

それでは受渡しをお願いいたします。

【答申文受渡し、撮影】

[事務局] 賃金室長補佐

撮影がお済みの方から、順次お戻りいただければと思います。会長、局長は席へお戻り下さい。報道の方は自席へお戻り下さい。

[長谷川会長]

以上のとおり、新潟県最低賃金の改正につきまして、局長へ答申いたしました。

これまでの関係委員各位の御苦勞に感謝いたします。

大変ありがとうございました。

[事務局] 労働局長

ただ今、新潟県最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。

先月7月3日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には、御多用かつ猛暑の中、公労使それぞれのお立場から御意見をいただきながら、熱心な御審議をいただきました。深く感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、事務局といたしましては、異議申出の公示等の諸手続を経て新潟県最低賃金を決定することになりますが、決定後は、改正される最低賃金について、県内へ広く周知することが我々の使命でございます。しっかり取り組んでまいります。

また、今回の改正により大きな影響を受けます事業者、特に中小・小規模事業者の皆様方に対しましては、先ほど答申の中で政府等への要望がございましたが、生産性向上等の支援策など、我々としても真摯に受け止めております。

労働局といたしましては、労働者の皆様、事業者の皆様に寄り添う行政を心掛け、これまで以上に各種の支援策に取り組んでまいりますとともに、その支援策が御利用いただけますよう、丁寧な説明を尽くしてまいります。

改めまして、本日までの御審議、これまでの長時間に渡る御審議、ありがとうございます。

本日は誠にありがとうございました。

[長谷川会長]

今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃金室長

今後の日程につきまして、異議申出の日程など、御説明いたします。

本日、新潟県最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、最低賃金法第11条及び最低賃金法施行規則第8条に基づき、審議会の意見要旨の公示を本日举行、公示の日から15日経過した日である8月20日火曜日までが異議を申し出ることができる期間となります。

この異議申出期間終了後の8月21日水曜日に開催予定の第4回本審において、申出のありました異議の取扱いについて御審議いただくこととなります。

また、8月21日の審議後、官報公示を行い、指定日である10月1日に発効する予定となります。御説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

それでは、議題（３）に進みます。「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

資料 No. 3 に特定最低賃金の申出に係る資料がございますので、御覧下さい。

新潟県には、現在、特定最低賃金として、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業」、「各種商品小売業」、この３業種に係るものがあり、令和６年度においては、この３業種全てから最低賃金の改正決定に係る申出が提出されました。配付させていただいております資料、これは抜粋ですが、いずれも必要な関係書類、例えば申出を行う者が代表する基幹的労働者の適用範囲を明らかにする書類、あるいは労働協約等が提出されております。また、必要事項、申出者が代表する基幹労働者の範囲、あるいは申出の理由等、これが記載されていることを事務局での審査において確認しております。

申出の要件ですが、全ての業種において労働協約の申出の要件である同業種の基幹労働者の概ね３分の１以上の合意が必要です。事務局において各申出を審査いたしましたところ、いずれも受付締切時点で要件を満たしているものと認められましたので、受理いたしました。したがって、改正決定の必要性の有無について、局長から諮問させていただきたいと思います。

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、局長から会長に対しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

恐れ入りますが、会長、局長は前へお進み下さい。

委員の皆様は資料 １に諮問文の写しを付けておりますので、御覧下さい。

また、報道関係者で撮影される方については、撮影が行いやすい場所へお進みいただいても構いません。

それでは、局長、お願いいたします。

[事務局] 労働局長

新潟県最低賃金審議会長 長谷川雪子 殿

新潟労働局長 千葉茂雄

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

新潟県各種商品小売業最低賃金

以上となります。よろしくお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。会長、局長は席にお戻りいただければと思います。

以降の議事進行を会長へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

ただ今、局長より、新潟県の既存の 3 業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。

この後、電子部品等製造業、自動車(新車)等小売業、各種商品小売業の順で御審議いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

それでは、最初に、電子部品等製造業に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議をいたします。

まず、労働者側から御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[徳武委員]

その前に、1点、確認させていただきたいのですけれども、ただ今、会長から局長の諮問に関して審議を行うということでしたけれども、審議をした結果、この場でそれぞれ認められるか結論を出すということによろしいのでしょうか。

[長谷川会長]

この場で結論が出るかどうかは、この後、皆様からそれぞれ御意見を伺ってから判断したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[徳武委員]

審議の結果によっては継続審議もあり得るということですか。

[長谷川会長]

もちろん、この場で意見がまとまらないということもあるかと思います。

また、ほかにも伺わなければいけないことがあるかもしれませんので、皆様から御意見を伺った中で判断するという方向で行いたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、労働者側から御意見を伺います。

[遠藤委員]

電子部品等製造業につきまして、私から申し上げさせていただきます。

ほかの3業種とも共通する部分かと思えますけれども、それぞれの産業の価値あるいは魅力を高めていく、こういう観点がございますし、申出の要件に基づきまして手続を行わせていただきました。是非、改正決定の必要性有りとしまして、金額改正の審議を賜りたい、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。次に、使用者側から御意見を伺いたいと思います。

[徳武委員]

まず、3業種のうち、電子部品等製造業についてということですが、全体的にそうなので、すけれども、今回3点の申出が出されており、申出書には添付書類として様々な資料を付け

ていらっしゃると思うのですけれども、私どもで、できるかどうかの判断をして欲しい、と言われた時に、ここに書いてあることの中身が分からなくて、例えば、どのような会社さんがどの程度の協約を結んでいらっしゃるのか、どういう業種の方が多いのかなど、そういったことが全く分からなくて審議しろと言われても、非常に困惑しております。

以前は、こういった資料を御提出いただいたと思うのですけれども、傍聴人の方に参考資料として配付することもあり、個別の企業さんの名前など、いろいろな情報が入っていますので、それを一般に配付することが適切ではないということも分かるのですけれども、例えば会長の権限でそれは非公開とした上で委員のみに配付していただくとかということも御検討いただければということがまず1点目でございます。

もう1点、今回は3件とも労働協約ベースでの申出ということでございます。労働協約ベースについては、適用労働者が概ね、その業界の3分の1を超えれば、労働局長が諮問されるということですが、私どもとしては、一部の組合さんの労働協約をもって罰則付きでその産業の全部の事業者に特定最低賃金を課すということを考えると、少なくとも、大部分、あるいは最低でも半分以上の労働者に労働協約の適用があるべきだろうと考えています。ただ、この特定最低賃金、新潟のこの審議会においては、以前から、3分の1を超えていけば、必要性がありと認めましょうということできておりますが、そこは、今までの労使の積み重ねを尊重するというところで審議が行われているということでございます。

確認に入らせていただくのですけれども、今回、申出いただいた電子部品については、割合が0.3217で、3分の1に満たない状況でございます。今まではずっと3分の1を超えているということで推移をしていましたけれども、以前にやはり3分の1に満たないということがあって、その際には、労働者側の委員の方々にお話を伺って、一部の企業さんの労働協約に不備があったのでそれをカウントから外しましたということで、実質的には3分の1を超えたということもあり、そういった形式不備をもって必要性が無いと判断することは適当ではないだろうとして、必要性は有りとさせていただいたのですけれども、今回は、何かそういったような特殊な事情はおありなのでしょうか。本日は梅野委員が欠席で、業界の方がいらっしゃらないので、お答えいただけるかどうかなのですけれども、もし何かお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

[長谷川会長]

労働者委員の方、お願いできますか。

[遠藤委員]

梅野委員、本日欠席でして、私の方でお預かりしておりますが、本日の審議会資料の 2 の方に内訳がございます。基幹的労働者数につきましては、昨年から 2,000 名程度増えております。今回、申出の人数ですけれども、こちらは昨年と同水準となっており、結果としましては、基幹的労働者が昨年から 2,000 名ほど増加している影響から、今年の申出の人数の割合といった部分につきましては 32 パーセント程度となっている、ということでございます。したことを御回答とさせていただきます。

[徳武委員]

何か、前回のような事情は特にないということによろしいのでしょうか。単純に計算するところになりましたと。

[遠藤委員]

今、私の方で預かっているのが、今ほど御回答申し上げた内容でして、そのほかに、この場で申し上げることができる内容がございませんので、申し訳ございません。

[徳武委員]

話が戻って恐縮なのですが、私どもの考え方としましては、以前から、この業種につきましては、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業ということで、三つの産業の中分類の業種が一つになっているということで、中身というのでしょうか、この業種に属する企業さんがどういったものを作っているのかといった話をした時に、例えばシリコンウエハとかスーパー L S I とか、そういった先端的な物を作っている大きな会社さんがある一方で、暖房器具を作っているとか、照明器具を作っているとか、あるいは農業用の機械を作っているとかなど、非常に中身が一樣ではない、ということの問題提起させていただき、これはこれで、今後どうするかということを考えていきましょう、ということでしたけれども、このような状況の中で、3 分の 1 に満たない協約をもって、残り 3 分の 2 の事業者で、強制的に特定最低賃金を適用するということは適当ではないと考えます。

以上からも、私どもといたしましては、電子部品等の特定最低賃金につきましては、改正決定の必要性が無い、と考えます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。ただ今、労働者側からは改正は必要であると、使用者側からは改正決定の必要がないのではないか、というお話を伺いました。

[木南委員]

労働者側、使用者側、様々な意見がただ今出たところではありますが、3分の1の、概ね3分の1を満たしているかどうか、あくまで概ねだということが、先ほど、局長の諮問でもありましたし、本年度、概ね3分の1を欠いた事情について、本日、関係委員もいないということで、早急に採決するのはいかがなものかとも思いますので、この案件につきましては、なお継続して審議されるということを、審議の進め方の方法として提案いたします。

この継続審議のことにつきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

どうもありがとうございました。ただ今、関係委員が欠席されているということもございまして、継続して審議する形にしてはどうかという提案がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

[徳武委員]

今、そういったお話もありますけれども、私どもが基本的に考えていることは、先ほど御説明したとおりです。

もう一度申し上げますけれども、概ね3分の1というのは労働局長が諮問する際に、諮問するかどうかの目安であって、私ども使用者側が改正決定の必要性の有無を判断する基準では全くございませんので、そこは申上げておきます。

ただ、今ほどおっしゃられたように、この業種を代表される梅野委員が本日御欠席ということで詳しいお話がお聞きできないので、改めてお話を伺う機会を設けた上で最終的に判断したいということであれば、その必要はあるかと思えます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。労働者側委員の方はいかがでしょうか。

[遠藤委員]

労働者側としましては、今ほどの御提案のとおりをお願いできればと思います。
よろしく願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、電子部品等の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、継続して審議を行うということによろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

異議なしとのことですので、電子部品等の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては継続審議といたします。

引き続き、自動車等の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議をいたします。まず、労働者側から御意見を伺いたいと思います。

[田辺委員]

私の方から御説明させていただきます。

申出につきましては、資料として配付されておりますけれども、7月26日に改正の申出をさせていただいております。

必要書類等は既に提出済みでございますので、そちらで御確認をいただき、御審議に入らせていただいていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。次に、使用者側から御意見を伺いたいと思います。

[徳武委員]

自動車等の特定最低賃金につきましては、先ほど申し上げた考え方に則り、私どもも考えていきたいと思いますが、この業種に属する企業さん、いずれも均一というか同一性のある

仕事をしてくださって、申出の適格の労働者数も3分の1を超えているということですので、改正決定の必要性有り、ということで私どもも考えておりますけれども、一つ申し上げたいのは、自動車、この産業業種自体は、今まで確か半分近く適用労働者数の割合があったかと思うのですが、今回、急にこのように、非常に数字が減って、やはり、労働協約とかがあって、その上で全体に波及させる、それが大部分であることが望ましいので、考え方自体は先ほど説明したとおりですけれども、今後もこの比率を上げていただくような活動を労使共にやっていただければと思っております。これは別に条件ではありませんけれども、そういった要望を添えたいと考えているということでございます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

労働者側は改正決定の必要性がある、使用者側も改正決定の必要性はある、という御意見がございました。いかがいたしましょうか。

[木南委員]

労使双方とも必要性ありとの方向ということは伺ったのですが、当然、この特定最低賃金、新潟県最低賃金額の決定次第によっては、その改正の必要性はまた考えなければいけないというところはあるかと思えます。

新潟県最低賃金は本日当審議会として答申いたしました。今後、異議審でどうなるかまだ未確定な状況でございます。それらを踏まえ、本日、必要性有り無しの判断をここで早急に行うよりも、もう一度、会を開いて、なお慎重に審議された方が事業者につきましてもよろしいかと思えますので、私としては継続審議ということで提案いたします。

[長谷川会長]

木南委員から御提案がありましたけれども、継続審議ということに関して、皆様、それでよろしいでしょうか。

[徳武委員]

ただ今、木南委員から御提案のあった件については、新潟県最低賃金が今回54円引上げになったということで、その結果、労働協約が適格でなくなってしまう事業所があるのではないかという御懸念を示されたと思うのですが、その理解でよろしいですか。

[木南委員]

そのとおりで、さまざまに議論すべきことがあるかなと。

[徳武委員]

ここでさらにお聞きしたいのですけれども、今、新潟県最低賃金が 54 円上がったということによって、労働協約ケースの適格にならない事業所、つまり 3 分の 1 に満たない状態になってしまうというようなことはあるのでしょうか。

[田辺委員]

それはありません。

[徳武委員]

ないということであれば、改正決定の必要性があるということできちんと一致しており、よいのではないかと思いますけれども。

[長谷川会長]

こちらに関して、今後の手続の関係も。事務局から何か。

[事務局] 賃金室長

改正決定の必要性の有無について、同日で答申させていただければと考えておりますので、審議の進め方で一つ御考慮いただければと思います。

[長谷川会長]

同日で全ての業種の結果を出してほしいということですか。

[事務局] 賃金室長

そのように考えております。

[長谷川会長]

ということでございますので、いかがでございましょうか。

[徳武委員]

方向性を確認させていただきますけれども、審議をするということですので結論を出すのだなということで理解していたのですけれども。そうではないのですね。

[長谷川会長]

事務局としては、そうではないということですね。

[事務局] 賃金室長

そのとおりでございます。

[長谷川会長]

分かりました。ということでございますが、よろしいでしょうか。

[木南委員]

先ほど提案した点の検討も含めて、お願いしたいと思います。

[長谷川会長]

それでは、先ほど申し上げたように、自動車等の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、継続して審議を行うということでよろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

異議なしとのことですので、自動車等の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては継続審議といたします。

引き続き、各種商品小売業の改正決定の必要性の有無について審議をいたします。

ここは何か事務局から説明がありますか。

[事務局] 賃金室長

ございません。

[長谷川会長]

それでは、まずは労働者側から御意見を伺いたいと思います。

[片山委員]

私の方から、申出の概要と理由を御説明いたします。

先ほど徳武委員からもございましたとおり、自動車さんはないという形でしたけれども、各種商品小売業につきましては、新潟県最低賃金が先ほど 985 円で答申されたということもございまして、今回、労働協約ケースで申出をさせていただいたところですが、実際のところを言いますと、締結されている協約の一番上、上限値がその額と同額という形になっているというところがございます。

しかしながら、今回の申出書を見ていただくと分かりますとおり、労働協約の適用労働者として出させていただいている人数に関しましては、基幹的労働者数の概ね 75 パーセントに達しているところもございまして、やはり、どちらかと言いますと、自動車、電子部品さんと比べまして、やはり賃金的にも、賃金水準的にも低いという状況でもあります。

そういったところを踏まえまして、労働者側としては、改正決定の必要性の有無につきましては継続審議をお願いしたいというところがございます。よろしく願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。次に使用者側から御意見を伺いたいと思います。

[徳武委員]

今ほど、片山委員から御説明がございましたけれども、昨年のこの特定最低賃金の審議、専門部会の審議の中で、審議に入ってみたら、適格というか、実情は上回る労働協約のある会社さんが1社だけということになったということが分かり、そういった中で、この業界の中で1社しかない労働協約をもって業界全体に改正する特定最低賃金を課すというのは、それは適当ではないのではないかというような話をさせていただき、そういったことも含めて審議させていただいた結果、新潟県最低賃金をプラス 1 円とするということになったわけですが、今のお話からすると、今年は適格になる事業者さんが1社もないということだということですね。

[片山委員]

今であれば同額ですのでそういう形にはなりますけれども、やはり、労働者側といたしましては、この各種商品小売業について、やはり、特定最低賃金として継続的にやっているところでございますので、できれば労使のイニシアチブにより今後も金額を1円でも上げていきたいというところでございます。

[徳武委員]

もう1点質問させていただきたいのですけれども、適格労働者の割合が75パーセントくらいと非常に多くて、それも後で御説明いただきたいと思うのですけれども、これも昨年内容をお聞きしたら、この3,996人、適格の労働者さんが、昨年でいうところではほとんどがある特定の1社の従業員さんだったということで、それを考慮すると、残りの会社さんはほとんどいないということだったと思うのですけれども、今年もその状況は変わっていないということでしょうか。

[片山委員]

そうです。基本的に、そういう対象のところ、一番大きなところがやはり、そういった人数の多いという形になりますので、そこは変わっていないという状況でございます。

なお、もう1社のところ、2番手のところに関しましては、一応、今確認中でございますが、新潟県最低賃金の上り方によっては、今後、すぐに見直すような形を採るということは聞いております。

[徳武委員]

ということは、整理して申し上げますと、この申出をされた段階で、特定最低賃金の制度の適格になっている事業者さんはいないということなののでしょうか。いないけれども認めるということですか。

[片山委員]

申出の際は、ここまで新潟県最低賃金が上がるという形ではなかったのです。

[徳武委員]

ですけれども、結局、制度としてはそういう形になっているわけですね。

私が申し上げたいのは、特定最低賃金は、全て地賃を上回る労働協約があることが必要ですということと、概ね3分の1以上からの申出を受けて、私どもは半分とか以上であればいいのだけでも、現実的に3分の1以上あれば、それを超えればよしとする部分はありますということなのですけれども、今回の中身を見ても、ほとんど1社の方が占めているということで、こういう問題意識をもって、要は特定の1社によって、この業種の全社に特定最低賃金を課するのが適当なのではないかという問題意識をもっているのです、これも少し、考えさせていただきたいということによろしいでしょうか。

[片山委員]

そうですね、はい。分かりました。

[長谷川会長]

ありがとうございます。労働者側、使用者側、いずれも継続審議としたいという御意向だということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、各種商品小売業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、継続して審議を行うということによろしいでしょうか。

[公労使各側委員]

異議なし

[長谷川会長]

異議なしとのことですので、各種商品小売業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては継続審議といたします。

それでは、次回の本審におきまして、新潟県特定最低賃金の3業種の改正決定の必要性の有無について、改めて審議したいと思いますので、それぞれ御準備の方をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(4)「その他」について、事務局から何かございますか。

[事務局] 賃金室長

前回御質問のありました、委員の定足数に係る継続性について確認いたしましたので、その件について御報告させていただきます。

定足数につきましては、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております。その内容は、委員の3分の2以上、また、各側委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないというものになっています。この規定の「会議を開き」とは、単に会議を開くだけでなく、会議を継続することを含む。また、定足数は、会議を開き、議決するための要件であると同時に、会議を継続するための要件とされており、厚生労働省に確認したところ、会議の途中で定足数が不足することとなった場合は、審議が継続することができないという回答をいただきましたので、この場をお借りして御報告させていただきます。説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。御質問とかはございますか。よろしいですか。
ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。
それでは、本日の審議を終了いたします。議事を事務局へお返しします。

[事務局] 賃金室長補佐

ありがとうございました。
それでは、次回、第4回新潟地方最低賃金審議会の開催につきましては、先ほども御説明がありましたとおり、8月21日(水)午前10時から、場所は変わらしまして2階労働局会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
以上をもちまして第3回新潟地方最低賃金審議会を閉会とします。
お疲れ様でございました。